

きほく通信

第50号

2015年
2月7日
発行

難病
患者家族会
きほく

難病新制度一口メモ

すでに難病認定を受けられている患者さんについては、あらたに「指定難病医療受給者証」が送られてきたと思います。それと同時に「自己負担上限額管理表」も添付されています。

難病医療費についてすでに指定を受けられている方は三年の経過措置がとられ、上限額が据え置かれます。(図表下)

私たちにとって今までと変わるところは、添付されている「自己負担上限額管理表」にそのつど医療機関に医療費を記入してもらうこととなります。

その合計金額が上限額に達した時点で医療費の徴収はされなくなります。

この医療費は入院・入院外の区別を設定せず、また、複数の指定医療機関で支払われた自己負担をすべて合算した上で自己負担上限額を適用することになります。

これには、病院、診療所における受療以外に、薬局での保険調剤、医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護保険における訪問看護等も含まれます。

これは新制度発足間もないため、医療機関等においても徹底されていない場合がありますので、複数医療機関にかかっている方は念のため注意が必要です。

なお、今自分がかかっている医療機関等が指定医療機関に認定されている必要もあります。

【受給者証に記載される公費負担者番号】

法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号
5	4	015	011

受給者証の番号について

受給者証の公費負担者番号(図表上)の法別番号は「54」。実施機関番号は「501」と「601」の2種類に分かれています。

実施機関番号「501」が付されている受給者証を所持している患者さんについては、平成27年1月1日から平成29年12月31日まで経過的特例の適用を受けられることを表します。

既認定患者さんの受給者証には実施機関番号「501」が記されていますので確認してください。

ふれあいフェスタ参加

1月31日

時々雪がちらつく岩出総合体育館において、恒例の障害者福祉地域啓発事業「ふれあいフェスタ」が開催されました。

きほくからはブース参加し、神森さんちのあったかソックスカバーや膝掛け、田中節子さん手作りのカバーツキ手帳などを販売しました。

私たちが待っていてくれる方もおられ、みなさんから勇気をいただきました。

国体イメージソングのダンスや、作曲者でウィンズの平坂佳久さんの講演とミニライブも!



きほくブースでは署名もお願いします



【会長】神森和子
紀の川市中三谷
【相談室】0736(77)5161
【事務局】〒649-6612 紀の川市北涌371
森田方TEL0736(75)4413